

事故時等における記録及びその保存の徹底について（報告）【概要版】

1. 現状の装置やその運用の確認について

今回の指示は、福島第一原子力発電所事故に関する事実関係を確認・検証する観点から、非常用ディーゼル発電機や主蒸気逃がし安全弁の作動に係る情報が記録・保存されていなかった点についてなされたものである。このため、事故時のプラントの実態把握に必要となるプラント機器の動作状況が記録されるプロセス計算機のアラームプリンタを対象として以下の確認を行った。

(1) アラームプリンタの信頼性

当社発電所におけるアラームプリンタは、非常用ディーゼル発電機や主蒸気逃がし安全弁の作動などプラント機器の動作状況に係る記録について電子保存され、その電源装置はCVCF※¹などにより、信頼性の向上が図られていることを確認した。

〔※：定電圧定周波数装置といい、外部からの電力供給が停止したり入力電圧が低下したりといった場合に、内部のバッテリーなどを利用して電力を供給し、安定した電圧、周波数を得ることができる装置。〕

(2) アラームプリンタの運用

当社発電所におけるアラームプリンタについて、保守管理、装置故障時などについて確認した結果、適切に運用されていることを確認した。

2. 信頼性向上に係る適切な対応の検討について

当社発電所のプロセス計算機は、電子保存の機能を持ち、事故時等にアラームプリンタでの印字ができなかったとしても、電源が供給されている期間においては、プラント機器の動作状況に係る記録の確認が可能であると評価した。

3. まとめ

現状の装置及び運用を確認した結果、事故時等における記録及びその保存を確実に実施できることを確認し、事故の実態把握の要求は満たしているものと評価した。

なお、今後新たな知見が確認された場合においては、プロセス計算機の仕様変更等について検討を実施していく。

別紙：プロセス計算機 機器構成（イメージ図）

プロセス計算機 機器構成 (イメージ図)

